

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

相談室

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
家庭児童相談 児童虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外	—	—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター)	☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6073
障害者・障害児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	☎相談支援コーディネーター		
障害者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる(市民文化センター)	☎相談支援コーディネーター	障害福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外(障害者虐待通報のみ)	—	—	—	
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	5日、12日、19日、26日 (いずれも水曜日)	9:00～12:00 13:00～17:00	市民文化センター 展示コーナー	就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。 ☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎15歳から概ね49歳までの人(保護者からの相談も受け付けます) 要予約	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 ☎(082)511-2029
	働く女性の相談室	15日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター 2階研修室3(サンスクエア東広島)	☎仕事上の悩み(セクハラ、パワハラ、家庭との両立)や、働きたい女性の相談 随時8日(土) ☎電話、窓口
ボランティア相談窓口	第2・4水・土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター ボランティア活動支援センター	☎ボランティアコーディネーター	ボランティア活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課	☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート「親の会」	第3水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース(市民文化センター)	☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年総合相談	教育相談	水・木・土・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～16:30	☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
	カウンセラー相談	火・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☎臨床心理士 ☎電話または窓口 開館日の10:30～17:00	
	子育て相談	火・木・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～17:00	☎児童厚生員	
精神科医による精神保健相談	13日(木)	13:30～15:00	広島県西部東保健所 2階保健相談室	☎精神科医 ☎個別相談 ☎電話	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)

市政への要望(文書・メール・ファックス・電話など)

①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(市民生活課) nhg200922@city.higashihiroshima.lg.jp ☎(082)426-3124 ☎(082)420-0922

Free of Charge 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人相談窓口・Dịch vụ tư vấn

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Mondays, Tuesdays, Wednesdays, Thursdays, Fridays【月～金】	9:00～17:00	市民文化センター コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação ☎(082)423-1922
	Saturdays【土】	9:00～13:00		
	Sundays【日】	13:00～17:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados【水、木、土】	9:00～13:00	(公財)東広島市教育文化振興事業団 ☎(082)424-3811 ☎ https://www.hhface.org/wp/corner/	☎(082)423-1922
	星期一、二、日【月、火、日】	9:00～13:00		
中文 中国語	星期六【土】	13:00～17:00		
Tiếng Việt ベトナム語	Chủ Nhật【日】	13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Jurídica 法律相談	10月15日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～		市民文化センター 研修室	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分。

名称	日・曜日	時間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
生活困窮の相談	月～金曜日 (祝日を除く)	8:30～17:15	生活支援センター(市役所本館2階)	☎相談支援員 ☎生活に困っている人が自立した生活を送るための相談に対応します。生活、就労、家計相談等	生活支援センター ☎(082)420-0410
各種無料相談会	3日(月)	10:00～16:00	電話相談	☎行政書士 ☎建設業、陸運・自動車、土地利用、国際業務、法律設立、交通事故、相続・遺言、権利義務・事実証明、中小企業支援、営業許可など	広島行政書士会 ☎(080)249-2480
	16日(日)	10:00～16:00	フジグラン東広島店 1階 店内モール		
	2日(月)、11月6日(日)	10:00～16:00	【面談・相談】 広島司法書士会総合相談センター 【電話相談】 ☎(082)511-7196	☎司法書士 ☎相続・遺言に関する相談会 ☎電話 ※要予約	広島司法書士会 ☎(082)221-5345
法律相談	6日・20日・27日、11月10日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	☎弁護士 随時12人/日(抽選) ☎当日受付(8:30～9:00)に電話またはファックス、窓口 ※相談は原則年度内1回限り ☎司法書士 随時8人/日(先着順) ☎当日受付(8:30～9:30)に電話またはファックス、窓口	市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎(082)426-3124 ※ファックスで申し込む場合、必ず電話番号やファックス番号を明記してください。
登記・法律相談(相続・成年後見など)	19日(水)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内			
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:30～12:00 13:00～16:30	消費生活センター(市役所北館1階窓口)	☎消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	☎消費生活センター受付時間外の相談窓口です。 ☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00	—	—	—
心配ごと相談・行政相談	西条会場 4日(火)	13:00～16:00	市役所本館2階 201会議室	(心配ごと相談) ☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)	(心配ごと相談) 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)493-5621
	八本松会場 12日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 20日(木)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 24日(月)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 3日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
【特設】人権相談	福富会場 12日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター	☎国の行政に関する要望や相談 ☎行政相談委員	(行政相談) 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	豊栄会場 18日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 27日(水)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
	安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
	志和会場 20日(木)	13:00～16:00	志和出張所		
【常設】人権相談	黒瀬会場 3日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室	☎人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	豊栄会場 18日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 11日(水)	9:00～12:00	河内保健福祉センター		
	安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
	志和会場 20日(木)	13:00～16:00	志和出張所		
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になることがあります)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室3(サンスクエア東広島2階)	☎広島弁護士会 ☎電話(休業日を除く9:30～16:00) ☎有料	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
公正証書による遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～12:00 13:00～17:15	東広島公証役場(サンスクエア東広島4階)	☎公証人 ☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	広島県生活センター(県庁農林庁舎1階)	☎離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811

教えて 消費生活

不安をおり契約させる リフォーム工事の点検商法!

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので、無料で点検すること業者に訪問してきた。点検後、瓦の映像を見せられ、「このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っている、「たまたま今日この地域に来ているので、今度ないと契約出来ない」とせかされて、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。

「アドバイス」
住宅リフォーム工事等の勧誘が目的というところを告げず点検を持ち掛け、不安をおおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルです。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。点検させてほしい」と訪問してくる業者には、応対しないようにしましょう。点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。信頼できる地元業者に相談する、複数の会社から見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。

場合によってはフリーリング・オフを行うことが出来ます。困ったときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター
☎(082)421-7189